

2015年度
関西学院大学ロースクール
A日程

一般入試（法学未修者）

論 文 問 題

《10:00～11:20》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【論 文 問 題】

問題文をよく読んで、以下の問いに答えなさい。

問題 1 自由と幸福の関係について、19世紀システムではどのようにとらえられていたのか、そしてそれが現在の社会においてはどのように変容しているのかに関して、筆者が述べるポイントを、200～300字でまとめなさい。

問題 2 問題文で述べられているところの、監視社会や情報統制をめぐる現状を、あなたは、やむを得ないと考えるか、それとも何らかの改善が必要と考えるか、もし改善するとすればどう改善していくべきかについて、600字以内で論じなさい。その際、いずれの考えに立つ場合でも、人々が監視の強化を望んでいる要因や、情報化のプラス面・マイナス面といった筆者の問題提起に言及すること。

【問題文】

(「第一章 自由と幸福の19世紀システム」 から抜粋)

19世紀のリベラリズムにおいて、自分自身で自己の生き方を選択できるという意味における自由と幸福は、一致するものにとらえられていた。『自由論』(1859)において「他者危害原理」、すなわち個人の自由を制約を加え得るのは他者への危害が発生することを防ぐ場合に限定されるという近代リベラリズムの基本原則を提唱したJ・S・ミル(John Stuart Mill, 1806-73)は、そのことを以下のように正当化している。

自分で選択したことは、その選択が本人にとって望ましいか、少なくとも我慢できるものであることを示しており、全体的にみて人がもっとも幸福になれるのは、幸福を追求する手段を各人が自分で選べるようになってきているときである。(J・S・ミル『自由論』山岡洋一訳、古典新訳文庫、光文社、2006、227頁)

(中略)

同様のことは、参政権をめぐる闘争という公法的領域においても指摘できる。

19世紀後半、選挙権を拡大し普通選挙を実現させようとした情熱は、自己決定するところが各人の最大の幸福へと結びついているという信念に支えられていたのではなかっただろうか。考えてみよう。社会保障の充実や租税政策のような論点と異なり、参政権を持っているかどうかは個々人の生活や利益に直接的な影響を及ぼさないものである。万人が政治参加の機会を持っているが不幸な政治しか実現していない状態も考えられるだろうし

(たとえばデマゴギー期の古代アテネなどはどうだろうか)、その逆に、有能かつ善意に満ちた独裁者によって幸福な生活をもたらされている状態を想定することもできる。参政権の獲得と政治参加への情熱は、それが利益に結びついているからという理由では決して説明し尽くすことができない。

(中略)

そしてこの国家とそれを構成する我々の一致の上に、「人民の自己統治原理」という近代国家のセントラル・ドグマが姿を現すことになる。

なぜ、我々は法を守らなくてはならないのだろうか。それが時として我々の自由を奪い、さらには不幸をすら強制するようなものであるとしても、我々には法を守る義務が存在するという考え方を、遵法義務と呼ぶ。これを肯定するために用いられてきたもっとも典型的な議論が、人民の自己統治という考え方である。

たとえばいま、私が朝の7時に目覚まし時計に起こされたとしよう。それは、温かい布団の中で眠りをむさぼっていたいといういま現在の私の意思には反しているとしよう。そ

れでもなお我々は、このとき私が目覚まし時計に支配されているとは言わないだろう。なぜなら昨晚、7時に目覚まし時計が鳴るようにセットしたのは他ならぬ私自身だからである。今朝の私を支配したものがいるとすれば、それは昨晚の私自身でしかない。目覚まし時計を道具として、私は私の自己決定を実現したのである。

人民の自己統治原理は、国家をここにおける目覚まし時計としてとらえようとする。いま、この私の意思を左右する法律が存在する。それを決めたのは国家の議会である。だが、どのような政策を掲げた誰が議員となるのかを決めているのは「我ら人民」(We the People)なのであるから、議会の意思は国民の意思である。結果的に、もし私を支配しているものが存在するなら、それは我々自身に他ならない。我々は昨晚自分のセットした目覚まし時計に従って起きなくてはならないように、過去の自己決定を守って法律に従わなくてはならないだけなのである。

もちろん、この論証にはどこかおかしい点が隠されている。その問題については後に述べることにして、ここではこのような考え方によって「我ら人民」の集合的決定とこの私の自由とが無媒介に直結されていることを確認しておこう。そしてこの理論を支えるのが、自己決定への自由としての参政権である。

個々人が自己の幸福に配慮できることを前提とし、参政権と政治参加を通じて彼らを近代国家の構成要素として動員すること。それにより、個人－自由－国家の一致・対応関係を措定すること。そこにこそ、19世紀システムの本質があったということができよう。このセントラル・ドグマを守るために、そこから逸脱するものがすべて「例外」のカテゴリーへと押し込められていくというのもまた、そのシステムの内実であった。

(中略)

(「第二章 見張られる私 — 21世紀の監視と権力」 から抜粋)

国家による監視の拡大

社会の至る所で監視カメラが活用されるようになってきていることには、誰でも気付くだろう。銀行のATM、コンビニエンスストアの店内、さらには繁華街の街頭に至るまでカメラによる監視が行き届くようになってきているし、それらの映像もまた単に記録するだけのものから、警察への自動通報システムと結合するなどの発展を見せるようになってきている。

たとえば神奈川県では、赤色灯やサイレン、最寄りの警察署に通じるインターホンとカメラを装備した「スーパー防犯灯」の配備が試みられ、24地区で合計70機が稼働した。さらに通報先を110番(警察本部通信指令室)にするなどの改良を加えた「街頭緊急通報装置」への置き換えや新規配備が進められ、主要駅の駅前や繁華街などがカバーされるようになってきている。

(中略)

2012年5月に東京メトロ副都心線の渋谷駅で発生した通り魔事件でも、監視カメラの映像をさかのぼっていく捜査によって、犯人が逮捕されている。これまで日本の警察が得意としてきたような地縁・血縁を通じた捜査が通用しない通り魔タイプの犯罪に対応するために、監視カメラが積極的に活用されているとすることができるだろう。

だがそれは、そのような犯罪を犯したものだけでなく、我々自身を含めた全市民が監視の対象となり、行動を記録されているということの意味しているのではないだろうか。その気になれば国家は、我々の行動すべてを監視し追跡することができるようにさえ感じられる。我々を取り巻く監視の目は、確実に増強され続けている。国家による個人への監視が増強されるにしたがって我々の自由も失われつつあると、そう言うべきなのだろうか。

(中略)

監視による幸福

おそらく、問題はそれほど単純ではない。監視を望んでいるのは、監視される我々自身でもあるし、監視の主体も決して国家だけではないからだ。

たとえば野村総合研究所が2005年に行なった調査では、街頭への監視カメラの設置に対して回答者の約9割が賛成している(2005年5月13日ニュースリリース)。その背景にあるのは日本の治安が悪くなっている、生活の安全が脅かされているという我々の不安だろう。同調査では、やはり約9割の回答者が、ここ数年で治安が「大変悪くなった」あるいは「悪くなった」と回答している。最近では、内閣府が平成18年に行なった「治安に関する世論調査」においても、ここ10年間で治安が悪くなった(「どちらかといえば悪くなったと思う」と「悪くなったと思う」の合計)と感じる回答者が84.3%に達している。

我々自身が監視の対象となることが生み出す苦痛や不快よりも、犯罪者や危険人物が監視されることによって生み出される防犯効果や、それが防ぐ被害の方がより価値がある。本当にそれが正しいかという計算はさておいて、人々がそのように思い、監視対象でありながらその監視の強化を望んでいるという点には注意する必要があるだろうし、このことを忘れて国家による監視の恐怖だけを言い立てても、問題の解決には役立たない。

しかも、監視の多くを実施しているのは国家そのもの(あるいは自治体などを加えた公的セクター全体)ではない。警察が管理する街頭防犯カメラは2011年度末で全国791台に過ぎないのに対し、民間事業者や商店街・マンションなどが設置する監視カメラはすでに300万台を超えているという(日本経済新聞、2012年7月9日)。さきほど紹介した中目黒の例でも、駅の監視カメラを設置・運用していたのは鉄道会社だし、駅前商店街のカメラも、商店街が独自に設置したものだろう。当然ながら、これらの民間団体

は自分たちにとって利益があるからカメラを導入したのであり、たとえば鉄道会社なら、乗客による職員への暴力の抑止や自殺防止（による正常運行の確保）など、企業自身の利益・安全の保護が目的とされることになる。警察は事件が起きたあとで、民間団体の協力を得てその記録を使うことを許されただけ、いわばおこぼれに預かっただけなのだと言うこともできるだろう。

さらに言えば我々一人ひとりも、監視を行なわないわけではない。YouTube などには、ドライブレコーダーで記録された交通事故の映像がしばしば公開されている。万が一のために、人々が自家用車に取り付けたカメラで記録されたものだ。社会学者のデーヴィッド・ライアン（David Lyon）が正確に指摘している通り、監視は我々の社会に浸透しているのだ。国家や大企業だけが問題なのではない。到来するリスクを恐れ、それに監視と記録によって立ち向かう欲望は、社会全体で共有されたもの、我々自身のものなのである。

監視するアーキテクチャと自動化される権力

（中略）

そして我々は、国家以外の主体たちもまた我々に対する支配力を持ち、影響力を行使しつつあることに注意する必要があるだろう。ここで他者の行動を統制する手段として注目されるのが、「アーキテクチャ」である。アメリカの憲法学者ローレンス・レッシング(Lawrence Lessig, 1961-)は、アーキテクチャという「社会生活の「物理的につくられた環境」」(『CODEーインターネットの合法・違法・プライバシー』山形・柏木訳、翔泳社、2001、154頁)を操作するものが、新たな支配者となることを警戒していた。

たとえば、著作物が不正にコピーされることを防止したいとしよう。国家は「法」を用いて、すなわち特定のルールを明示し、それに違反したものに対して事後的に制裁を加えることによって、それを実現してきた。これに対し、たとえばコピーされたあとのデータに自動的にその出自が埋め込まれてしまう電子透かしであるとか、ダウンロード後に一定の時間が経過すると再生できなくなってしまう動画ファイル、あるいはそもそも一部分のコピーを拒否するようなデータ形式によって、同様の結果を実現することも想定できるだろう。行為者の自由を前提として、一定の制裁によって特定の行動を避けさせるという法や規範の動作と異なり、物理的に行為の空間を整えることで選択肢自体をコントロールすること、それがアーキテクチャという統制手段である。そこでは、我々に一定の行為を行なわせたり禁止したりする権力の動作が自動化されていることになる。

レッシングが警戒したのは、インターネットやコンピュータを通じて我々の行為の仕方を規制するプログラムと、それを構成するコードを書いている人々あるいは企業が、それらによってネットワーク内の我々の行動を完全に支配する危険性であった。技術的制約が、コードの書き手によって創造され、著作物を売る側に利用されていくとき、我々には最初から問題行動（と彼らが考えるもの）を行なう可能性が与えられないようになっていく。

「法」が、制裁の予告によって我々の自由を奪っていくのに対して、「アーキテクチャ」のもとでは行為の自由が最初から与えられていないのである。

(中略)

国家に対抗する情報共有

だが、情報化がもたらしたのは、監視と支配の強化だけでないことにも注意を向けておくべきだろう。むしろその逆に、情報技術によって国家に対抗しようとする個人や組織が活発化し、国家による統制に対抗しているケースを挙げることもできる。

たとえば、2010～11年に北アフリカ諸国で生じた大規模な反政府・民主化運動「アラブの春」では、衛星放送やインターネットを利用した情報受信によって政府側のメディア統制がかいくぐられたこと、携帯電話やツイッター、フェイスブックなどのネットサービスを利用した情報交換によりデモ・抗議活動に関する情報共有がかつてないスピードで行なわれ、国境を超えた民主化運動の拡大につながったことが指摘されている。

発端となったチュニジアの「ジャスミン革命」(2010年12月)は、こういう事例だった。商品が無許可営業の廉^{かど}で没収された露天商の若者が、県庁舎前で抗議の焼身自殺を遂げた(自殺を禁じ、死後の復活を信じる教義に沿って遺体を土葬にするイスラム教徒にとっては、特に衝撃的なできごとだ)。事件直後の現場の様子を携帯電話で撮影した彼の従兄弟がそれをフェイスブックに投稿し、それが1987年以来続いていたベンアリ政権とその権威主義的な統治に不満を覚えていた人々、特に失業率の高かった若者層に共有されていった。それが、政権批判のストライキやデモが拡大していった原動力になっていったというのである。

翌年一月にデモ隊と治安部隊の衝突が生じた際、政権側はメディアによる事件の取材・報道を禁じ、情報統制を敷くことによって事態をコントロールしようとした。だが、現地の市民が携帯電話で撮影した映像がやはりフェイスブックに投稿され、実態が明るみに出ている。国家による古典的な情報統制をかいくぐり、「真実」を共有する手段として、インターネットに代表される情報技術が活用されたというわけだ。

情報共有の負の側面

もちろん良い話だけではない。2011年8月にイギリスで発生した暴動の際には、携帯電話の一種であるブラックベリーが提供していた無料メッセージサービスが、その組織化のために多用されたと指摘されている。

ソニーの倉庫が略奪・放火されるなど保険会社の損失のみで2億ポンド(250億円)以上の被害を生み、計5名が死亡、3000人以上の逮捕者を出すに至ったという大規模な騒乱だったが、背景にあった要素の一つは暗号化と高い匿名性を持ち、安価なために若年層に普及したネットサービスだったということになる。結果として、デーヴィッド・

キャメロン首相が下院においてSNSの遮断を検討していると声明し、警察がツイッターなどのソーシャルメディアを批判するなど、情報技術と国家との関係がクローズアップされる結果となった。

イギリスは民主政国家であり、チュニジアのように長期独裁が成立していたり国民の政治参加が抑圧されていたりするわけではない。イギリスでも若年層の失業は大きな問題になっているが、政府の施策にどれだけ不満があろうが、民主政を逸脱した暴動によってそれを示すことは不当であり、暴動を鎮圧して治安を維持するという国家の行為も（一応は）正当なものだということになるだろう。だが、国家の統治が正当だろうが不当だろうが、従ってそれに対して実力により反抗することが正当化されるかどうかにかかわらず、情報技術はそれを逸脱し規制を逃れるために活用することができる。ここでは、インターネットや携帯電話の発展によって国家の統制を逃れるコミュニケーションが成長したこと、それによって国家による規制の実効性が低下させられていることを確認しておこう。

（中略）

ネットにおける無数の発言者の存在が、政府権力の監視に有効に作用するというシフリの指摘は正しい。だがそれは、我々が彼らの情報発信を適切な範囲へとコントロールするという大きな課題を背負い込んだことをも意味している。我々一人ひとりの自由や安全は、政府の巨大な権力だけでなく、それら無数の発言者たちが持つ小さく分散された権力によっても、脅かされ得るのだ。

（中略）

（「第三章 20世紀と自己決定する個人」 から抜粋）

だが我々は本当に、自己決定したがつているのだろうか。他者に規律されることは、我々にとって苦痛なのだろうか。なにも『家畜人ヤプー』（沼正三）のように、被虐の快樂が云々という話をするつもりはない。選択肢のあること、自ら望むものを選び取る自由があるということを、ときとして我々は重荷に感じることもありはしないか、という問題である。それは、自由が自己責任の論理と結びついているからだ、と、エーリッヒ・フロム（Erich Fromm, 1900-1980）は考えた。

フロムによれば、資本主義の発展以前の社会において我々は自然の一部であり、血縁などによる「第一次的な絆」で周囲の世界や人々と結ばれていた。もちろんそれは、一方で地縁・血縁共同体による支配や干渉の媒体にもなるものだったから、我々は近代化を通じてこれらの絆を断ち切り、自由になることを目指そうとした—「資本主義はたんに人間を伝統的な束縛から解放したばかりでなく、積極的な自由を大いに増加させ、能動的批判的な、責任をもった自我を成長させるのに貢献した」（エーリッヒ・フロム『自由からの逃

走』日高六郎訳、創元社、1951、124頁)のだ。

だが同時にそれは、個々人を「ますます孤独な孤立したものにし、かれに無意味と無力の感情をあたえた」(同)。本当に自由であるためには、フロムによれば、単に消極的自由が保障されているだけでなく、それを活かして各人の望む生き方を実現し、自らの価値を積極的に創造していくことが必要になるという。

思想を表現する権利は、われわれが自分の思想をもつことができるばあいにおいてだけ意味がある。外的権威からの自由は、われわれが自分の個性を確立することができる内的な心理的条件があってはじめて、恒久的な成果となる。(同267頁、強調原文ママ)

しかし資本主義は、人々にそのような可能性を保障しない。第一次的な絆を失った人々は、自らの価値を支えるものを市場からの評価にしか求められないが、その背景となる経済的状况は個人の予想できる範囲を超えて複雑化し、大恐慌などを通じて「何百万人という組織的な失業」(同147頁)を生み出したからである。かつてのうるわしき共同体という人格の支えを失い、市場社会における位置も与えられなくなった失業者たちは、そのような境遇を生み出した資本主義自体を呪い、それを支える自由から逃避して支配される状態を求めるようになるだろう。支配されることによってはじめて、彼らは自らの位置を取り戻し、不安から解放されるのである。

大屋雄裕著『自由か、さもなくば幸福か？ 21世紀の〈あり得べき社会〉を問う』(筑摩書房、2014年)から抜粋。

<本問題のねらい>

本問題は、解答時間80分以内に、かなりの量の文章を読んだうえで、ポイントを正確に掴んでそれを簡潔にかつわかりやすくまとめることや、筆者の問題提起を踏まえて受験生自身のつっこんだ考察を示すことなどが、求められています。題材として、大屋雄裕著『自由か、さもなくば幸福か？<21世紀のあり得べき社会>を問う』（筑摩選書）という新しい論説を取り上げました。同書は、現代の監視社会や情報統制といった、自由が一見奪われたような現状について、人々の幸福との関係をどう捉えるか、それを改善するとすればどのような方向を志向するのか、といった問題提起をしているものです。単なる読解力や論理的思考力を試すだけではなく、現代社会の難しい問題について、一面的でない掘り下げた考察ができるのかどうかを、試している出題です。

<問題1の解答例と解説>

(解答例)

19世紀システムにおいては、人民が自由に自己決定を行い、政治参加を通じて自己統治を行うこと自体が各人の最大の幸福につながると捉えられており、個人—自由—国家の一致・対応関係が措定されていた。これに対し、現代の情報化社会においては、このような自由や自律性は国家のみならず情報を担う組織や個人による監視やアーキテクチャを通じた操作によって奪われ、支配・統制されつつある。にもかかわらず、人々は、自己責任を伴うような自由や自己決定を必ずしも望んでおらず、このような事態を、安全や経済的利益をもたらすものとして受け入れており、個人の幸福を損なうものとは必ずしも捉えていない。(283字)

(解説)

19世紀システムにおける自由と幸福の一致が、現在の管理社会においては、自由が制約されているとしても、必ずしも幸福に結びつかないわけではない、というあたりを、問題文からポイントを抽出しつつ、監視社会の描写も含めて、自分なりの言葉で対比的にわかるようにまとめられるかがポイントです。そして、設問はあくまでも「自由と幸福の関係」についてのまとめを求めており、それを離れて問題文の要約だけをしても評価はできません。記述の最後まで「自由と幸福の関係」というテーマについての記述になっている、ということも肝要です。試験の答案というのは、問題文の内容が正しく捉えられているかどうかをさることながら、設問で問われていることに正面から答えるという構成になっているかどうか、同じくらい重要な要素です。設問を何度もよく読んでください。

本問で言えば、2つの時代の「対比」を書いているかどうか、それが単なる図式的な対比ではなく内容がわかるようなものになっているか、そして「自由と幸福の関係」というテーマについてのまとめになっているかどうか、という3点が、不可欠な要素です。

さて、設問をもう一度よく見てみましょう。「自由と幸福の関係」についてのポイントをまとめること、その際に「19世紀システム」ではどう捉えられていたのかを述べることと、「現在の社会」ではそれがどのように「変容している」のかを述べるのが、求められています。

対比される2つの概念を正確に掴むことは、法律家に非常に必要な能力であり、そこでは的確なキーワードを抽出することがまず求められます。「19世紀システム」における「自由」な「自己決定」「自律」や「自己統治」といった言葉や、個人と国家の関係が、それにあたるでしょう。そして、「自由」と「幸福」がほぼイコールの関係になるというのが、大きな枠組みです。それに対して、「現在の社会」では、監視や情報をめぐっての「支配」「統制」＝「自由の制約」といった側面を述べるのが不可欠であり、そのうえで、「幸福」との関係について、「自由の制約」イコール「不幸」というわけではなく、「自由の制約」を人々が望んでいる面があり、幸福につながる面も否定できなくなっている、といった点を軸にまとめることが必要です。どの点とどの点が反対概念になっているかを、きっちり掴むことが重要です。答案では、「19世紀システム」については、問題文自体に答え自体が書いてあるような部分もあるので、皆さんだいたいできていましたが、「現在の社会」の方については、「自由」と「幸福」の関係が曖昧になっていて、何となく言葉を並べているものの適切な「対比」になっていない答案が多くみられました。

それから、もう一つの問題として、問題文は第1章、第2章、第3章からそれぞれ抜き出してあり、第1章と第3章が対比的な書き方になっているために、そこだけを図式的に抜き出して済ませている答案が多くみられました。しかし、第1章と第2章の間に、問題文では、第2章で、「現在の社会」がどういう社会になっているのか、すなわち、情報化社会の中で、人々の自由や自律性は国家のみならず情報を担う組織や個人による監視やアーキテクチャを通じた操作によって奪われ、支配・統制されたものになっている、といった描写が具体的に示されており、第3章はそれを受けて、「だが我々は本当に、自己決定しているのだろうか。他者に規律されることは、我々にとって苦痛なのだろうか。」というように問題提起をしているのです。この第2章の内容に全く触れていない答案が非常に多く見られました。いくら対比のポイントをまとめると言っても、内実がよく描けないままに、図式的に抽象語の抽出をするだけでは、内容を伴ったものになりません。

この点は、多くの受験生が陥る傾向につながる問題です。論旨の要約的な設問が出された時に、文章の中で使われている言葉だけをコピペして表面的に羅列して制限字数の中に押し込むだけで、内容がぜんぜんこなれておらず、「本当にこの人は理解してこのまとめをしているのだろうか？」と思わせる内容になってしまうことが、よくあります。自分勝手に解釈して筆者の論旨を変えてしまっただけではいけません、自分なりに具体的な内容も本質

的な部分もきっちり咀嚼・理解したうえで、多少の表現の言い換えや抽象化も使ってよいので、「この人はよくわかっているな。」というまとめをしてほしいのです。採点・評価では、そのあたりも注目して行っている、ということ、よく頭に入れてほしいところです。

<問題2の解説>

問題文の筆者は、主として第2章の部分で、監視社会や情報統制等をめぐる現状について、まずは人々の知らないところで監視が行われたり情報の支配・統制が行われたりしているといった問題点を指摘しながらも、これをすべて由々しき事態とばかり言っていられない状況として、人々が必ずしも監視社会を拒んでおらず、安全の確保等のために自由の制約を受け入れているという面を挙げたうえで、国境を越えた情報共有の積極面と犯罪に結びつくような情報共有の負の側面にも触れたうえで、情報の適切なコントロールをどうするか、といった課題も含めて探索しようとしています。つまり、自由が制約された現状を、自由を拡大することによって打開する、といった単純な図式で問題を解決することができない現状をどうするか、答えがなかなか見付きにくいことを提起しているわけです。もちろん、その前提として、筆者は、情報統制を強めるといった方向性を是としない立場に立ちつつ、問題提起をしています。

設問は、そういった筆者の問題提起にどう答えるかを問うています。「いずれの考えに立つ場合でも、人々が監視の強化を望んでいる要因や、情報化のプラス面・マイナス面といった筆者の問題提起に言及すること。」という注文を付けたのは、そのことによるものです。出題者としては、難問かもしれないと思っていたところです。

ところが、答案の多くは、そのような点の悩みはほとんど持たないようなもので、「私は現状をやむを得ないと考える。その理由は、人々が監視の強化を望んでおり、情報の統制にはプラスの面もあるからだ。」「私は現状を改善する必要があると考える。犯罪を生まないために、情報を国家がもっと統制した方がよい。」などといった、ある意味単純で割り切ったようなものが見られました。この問題はそんなに単純なものではないことが提起されているのです。答案はどのような結論になっていてもよいのですが、筆者の問題提起をきっちり織り込みながら、反対の立場の立論に対してはどのように答えるのか、といった点もよく考察して、説得的に論じてほしいのです。結論と一方の方向の理由付けだけで、反対の立場の考えなどおかしなしというのでは、法律家としての先が思いやられる、といっても過言ではありません。そのような答案は、やはり評価を低くせざるをえません。

現状を改善するという方向で論じるとすれば、監視社会や情報統制といった情報の偏在や恣意的な管理、また人々の知らないところで監視や情報統制がなされている現状などを、情報へのアクセスの自由や自律、知られたくない情報の保護などを取り戻す方向で、論じることになるでしょう。そこでは情報への自由なアクセスの保障が国家統制をかいくぐった情報共有によって人々を結びつける、といったプラス面をより拡大する方向を強調することになるでしょう。他方で、情報についてのコントロールのない野放図な社会になって

しまうことを防ぐのはどうするのか、という問題もあるでしょうし、自由を拡大する中で安全や治安もどう確保するのか、監視社会がそれに役立っているとされる面はどうしていくのか、といった問題への解答も、それなりに用意する必要があります。

逆に、現状をやむを得ないという方向で書くとすれば、上記の点を、逆の方向から論じていくことになるでしょう。そこでは、監視の強化を人々が望んでいるといった理由だけを一面的に記述するのではなく、情報の偏在や恣意的な管理を改善する方策はないのか、また人々の知らないところで監視や情報統制がなされている現状を改善する余地はないのか、もし改善が難しいとすれば、どのあたりが要因なのか、国境を超えた情報共有という情報化社会のプラス面を、恣意的な情報統制・管理によって損なってしまう可能性はないかどうか、といった点の解答が欲しいところです。

以上のあたりにどのくらい言及されているかどうかを中心に、論旨のわかりやすさや明快さを加味して、評価することになります。

なお、設問で、筆者の問題提起として、「情報化のプラス面・マイナス面」に言及することを求めています。この「情報化のプラス面・マイナス面」の内容は、第2章で述べられているように、国家による統制に対抗する情報共有が人々を結びつけ、政府権力の監視に結びつく、というプラス面と、情報発信を適切にコントロールできないことによって情報共有が暴動等の犯罪に結びつく、というマイナス面を意味しています。しかし、答案では、これを正しく捉えずに、国家が情報を統制することのプラス面・マイナス面というように、違う意味に勝手に言い換えてしまっているようなものも、見受けられました。問題文を正しく、文意に沿って素直に読むことも、心がけて下さい。

最後に、本問のような設問は、単に問題文を読解してそれを表面的にまとめるといったことだけでは、説得的な論述になりません。日頃から、国際問題や政治問題を含む社会的問題に興味関心をもっているかどうか、何か問題提起がなされた時に、それを受け止める素地がどの程度あるかどうかによっても、左右されます。このことは、法律家になるにあたって非常に必要なことですので、そういった素養を身に付け、問題関心を常に旺盛に持っておくようにしてほしいと思います。